

民法（親子法制）等の改正に関する中間試案（概要）

法務省民事局 令和3年2月

諮問の内容

児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい（諮問第108号）。

審議の経過

令和元年6月 法務大臣による諮問
令和元年7月～ 民法（親子法制）部会における調査審議開始
令和3年2月 中間試案の取りまとめ
令和3年2月～4月 パブリックコメント

議論の内容

懲戒権に関する規定等の見直し

【現状】

親権者は、監護教育のために必要な範囲内で、子を懲戒することができる（民法第822条）。

⇒ 児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘。

【中間試案】

第1 懲戒権に関する規定等の見直し

- 監護及び教育に関する一般的な規律の見直し
監護及び教育に関する一般的な規律である民法第820条に、「親権を行う者は、監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない」との規律を加える。
- 懲戒権に関する規定の見直し
甲案：民法第822条を削除する。
乙案：親権者は、監護教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
丙案：親権者は、監護教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

嫡出推定制度に関する規定等の見直し

【現状】

- ① 婚姻成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、（元）夫の子と推定する。
- ② この推定は夫が子の出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを提起しない限り、覆すことができない。
⇒ 無戸籍者問題の原因との指摘

【中間試案】

第2 嫡出の推定の見直し等

- 婚姻成立後に生まれた子は、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子であっても、夫の子と推定する。
- 婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、元夫の子と推定する（現行法どおり）。ただし、母が元夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定する。

第3 女性の再婚禁止期間の見直し

- 女性の再婚禁止期間に関する民法第733条の撤廃を検討

第4 嫡出否認制度の見直し

- 否認権者を未成年の子に拡大する。（子の否認権は、母又は未成年後見人が代わって行使する。）
- 母の否認権については、その要否を引き続き検討
- 嫡出否認訴訟の提訴期間を伸長することとし、夫が子の出生を知った時（子又は母の場合は子の出生時）から3年間とする案と5年間とする案を引き続き検討

その他の検討事項（中間試案第5ないし7）

- 成年等に達した子による嫡出否認の当否につき引き続き検討
- 第三者の提供精子により生まれた子の父子関係に関する検討
- 認知制度の見直しについて、引き続き検討 ほか